

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	布施畑環境センター破砕選別施設 蒸気発生設備年次点検整備
契約の相手方	株式会社日本サーモエナー 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約の理由	
<p>当施設の蒸気発生設備は破砕プラントにおいて、ごみ破砕時に機器内の火災、爆発等を防止する破砕機蒸気防爆システム内の機器であり、プラントの運転上、特に重要な設備である。</p> <p>該当の機器が故障した場合、破砕機の起動が出来なくなり、ごみ破砕業務が停止する。これを未然に防止するために予め整備を行ない機器の保全を図る。また、労働安全衛生法で定められている年 1 回の「ボイラー性能検査」の受検についても本点検整備に合わせて行なうものである。</p> <p>本設備は、荏原ボイラー(株)が設計・製作・据付を行なったものであり、その点検整備に当たって、機器単体はもとより、プラント運転に関わる制御システムを熟知している必要があり、設計・製作した業者以外で施工した場合には、瑕疵担保責任の範囲が不明確となり、整備に必要な部品等についても上記業者以外からの調達が不可能である。</p> <p>上記業者は、荏原ボイラー(株)の機器販売・保守管理の営業権を譲渡された唯一のアフターサービス業者であるため、上記業者しか本点検整備を行なうことは出来ない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行なうものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部布施畑環境センター破砕選別施設 (電話番号 078-976-9143)